

## 7. 1 閣議決定

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが…基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○ 小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

**限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね**

○ 横畠内閣法制局長官

法理といたしましては

**まさに当時から含まれている**

わが国に対する～

「S47年政府見解」の作成者等

**外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる**

わが国に対する～

+

同盟国に対する～

**読み替え!**

7. 1  
閣議決定

平成27年8月3日 横畠 長官答弁

○ 小西洋之君

7. 1 閣議決定の**基本的な論理**（注：集団的自衛権行使を含む論理）について、この**四名の頭の中**にあって、それが**四十七年見解の中に当時書き込まれた**という理解でよろしいですか

○ 横畠内閣法制局長官

**そういう考え方を当時の担当者は皆持っていた**ということであろうというお答えをしている

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成  
平成28年10月20日 参議院外交防衛委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

昭和47年見解の「読み替え」 平成27年3月24日

○ 小西洋之君

**同盟国に対する外国の武力攻撃**ということもここに概念的に含まれるというふう  
に考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。

○ 横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、**そのような解釈、理解ができる**ということでございます。

わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだ  
ということからいたしまして、集団的自衛のための行動はとれないと、  
これは私ども**政治論**として申し上げているわけではなくて、**憲法第九条の法律的な憲法的な解釈**として考えておる

**憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ**ということが私どもの考え方で、これは**政策論**として申し上げているわけではなくて、**法律論**として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、**集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない**という**法律論**として説明をしている

- 憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても**憲法九条をいかに読んでも読み切れない**
- わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、**憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動**

非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、**侵略が発生いたしましたならば、**やむを得ず自衛の行動をとることが、**憲法の容認するぎりぎりのところだ**という説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、**集団的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法上行使することは許されない**ということに相なると思います。

## 昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 外国の侵略が現実にかつた場合に「**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利**」が根底からくつがえされるおそれがある。  
その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する解釈の論理の根底でございます。
- その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が侵略されているということは、**まだ日本国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということ、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない**。  
日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動する。

## 昭和56年6月3日 角田 長官答弁

- **集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけですから、ゼロでございます**
- **集団的自衛権は一切行使できない**
- **日本の集団的自衛権の行使は絶対できない**

## 昭和47年5月12日 真田次長答弁

**連带的関係にあつたからといって、わが国自身が侵害を受けたのではないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、これはよもや憲法九条が許しているとは思えない**

## 昭和58年2月22日 角田 長官答弁

- 角田内閣法制局長官  
集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになると思います。
- 安倍外務大臣  
**法制局長官の述べたとおりであります。**
- 谷川防衛庁長官  
**法制局長官の述べたとおりでございます。**

9

# 防衛庁 政府見解

(内閣法制局10月13日協議決裁)

昭和四七年一〇月一三日起案 昭和四七

長官 第一部長 次長 総務主幹

参議院決算委員会水口  
自衛行動の範囲  
対し提出要求のあつた標記  
同庁から当方の見解を

8

# 昭和47年政府見解

(内閣法制局10月7日決裁)

昭和四七年一〇月五日起案 昭和四七

長官 第一部長 次長 総務主幹

集団的自衛権と憲  
参議院決算委員会(昭  
た標記の件について、別紙の  
同委員会に提出してより

「読み替え」を全否定

参議院水口宏三議員要求資料 防衛庁  
自衛行動の範囲 47.10.14

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件(**わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略)**)**に該当する場合に限られる**と解している。

わが国に対する～



**外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる**



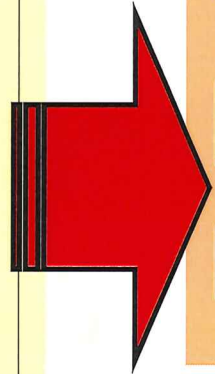
わが国に対する～



同盟国に対する～

読み替え!

7.1 閣議決定



# 安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

**濱田邦夫 元最高裁判所判事**

2015/9/15

四十七年の政府見解の作成経過及びその当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国であると。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、...それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読み替えをするというのは、法匪という、つまり、字義を操って、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあしき例であると、とても法律専門家の検証に堪えられないと。

それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行って通るかという、それは通らないでしょう。

**宮崎礼壹 元内閣法制局長官**

2015/6/22

「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、...これは、いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。

**伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長**

2015/9/8

四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認められていたというようなことはあり得ません。当時の吉國長官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている